

指定難病医療費助成制度の改善を求める意見書

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が成立し、2015年1月から難病に係る新たな指定難病医療費助成制度が施行された。これにより、医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大されたほか、従来は外来と入院の違いによって分けられていた自己負担上限額について、その区別を廃止するなどの改善が行われた。その一方で、重症患者等の自己負担上限額の引き上げや医療費助成に係る認定要件の追加なども行われ、「軽症」者が医療費助成の対象外となった。

今後の課題として、軽症と現状では診断されたとしても継続的な医療提供が必要な疾患や軽症の判定基準、また、対象となる難病の拡充が挙げられるが、同時に保険財政とのバランスをとっていかなければ、制度自体の持続可能性が失われることも考えられる。

難病法は、施行後5年以内を目途に見直しに向けた検討を行うことになっており、現在も厚生労働省の難病対策委員会やワーキンググループにおいて重症度基準の見直しも議論をされているところであるが、国におかれては上記の課題と財政バランスを踏まえて助成の対象を拡充するよう、同法の検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年（令和2年）3月9日

高砂市議会